

# 上田市少年硬式野球連盟規約

## 第1条（名称）

この会の名称は「上田市少年硬式野球連盟」と称する。以下「連盟」と称する。

## 第2条（組織）

連盟は全日本リトル野球協会リトルリーグ信越連盟及びリトルシニア信越連盟に正式に登録された上田リーグ・上田南リーグにより組織される。

### （1）入団バウンダリー

以下リトルリーグ・リトルシニアに適用される。

上田リーグ：上田市千曲川右岸及び旧真田町

上田南リーグ：上田市千曲川左岸及び小県郡青木村

を基本とし、他地域（旧丸子町含む）はフリーとする。

イ）リーグ関係者の子・孫、選手OBの子に付いては、基本的にはバウンダリーを尊重し理解を求めるが、子供と親の希望を取り入れ選択の道を残し、役員会での話し合いの中で柔軟かつ円満に決定する。

ロ）リーグ関係者とは現リーグ役員・リーグ役員OB・監督・コーチとする。

ハ）バウンダリーの例外に付いては、文書にて明記し役員会で検討承認されるものとする。

ニ）所属していた選手が転居した場合、基本的にはバウンダリーを尊重し理解を求めるが子供と親の希望を取り入れ選択の道を残し、役員会での話し合いの中で柔軟かつ円満に決定する。

## 第3条（事務局）

この会の事務局は会の定めるところ（事務局長所在地）に置く。

## 第4条（目的）

連盟は所属するリーグの質的向上を図り、事業活動の円滑化を促進すると共に各リーグと信越連盟及び（財）上田市体育協会の事業運営に協力し青少年育成することを目的とする。

## 第5条（事業）

前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）硬式野球の普及を図ること。
- （2）各リーグのレベルアップに関する事業。
- （3）（財）上田市体育協会の事業に積極的に参加すること。
- （4）信越連盟等の大会の計画と実施方針。
- （5）その他目的達成に必要な事業。

## 第6条（入会）

上田リーグ・上田南リーグに入会した選手及び保護者は自動的に本会に入会し正会員にならないなければならない。

## 第7条（役員）

この会に次の役員をおく。

- |         |    |          |    |
|---------|----|----------|----|
| 1. 会 長  | 1名 | 2. 副 会 長 | 1名 |
| 3. 事務局長 | 1名 | 4. 事務局次長 | 1名 |
| 5. 会計部長 | 1名 | 6. 役 員   | 4名 |
| 6. 会計監事 | 1名 |          |    |

## 第8条（役員を選任）

上田リーグ及び上田南リーグは、会長以下下記の役員に付いて下記の通り担当する。  
具体的な役員に付いては、役員会において承認し総会で信認する。

- （1） 会長は担当リーグのリーグ会長とする。
- （2） 副会長は非担当リーグのリーグ会長とする。
- （3） 事務局長は担当リーグから選任する。
- （4） 事務局次長は非担当リーグから選任する。
- （5） 会計部長は担当リーグから選任する。
- （6） 会計監事は非担当リーグから選任する。
- （7） 各リーグ2名の役員を選任する。

## 第9条（役員の任務）

- （1） 会長は連盟を代表し会務を統括し各種団体との連絡を密にし総括する。
- （2） 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその任務を代行する。
- （3） 事務局長・事務局次長は事務局並びに業務を把握し統括する。
- （4） 会計部長はこの会の会計を経理する。
- （5） 役員はこの会の事業について審議しこれを執行する。
- （6） 監事はこの会の事業・会計を監査する。

## 第10条（任期）

- （1） 役員任期は2年とする。
- （2） 補欠により任期途中で就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第11条（会議）

- （1） この会は総会、役員会の会議を開催する。
- （2） 議事の議長は会長が行う。

#### 第12条（総会）

- (1) 総会は第7条の役員をもって構成する。
- (2) 役員会が認める時は臨時総会を開催することができる。
- (3) 総会は事業報告案及び決算案の承認、並びに事業計画案及び予算案の承認を行なう。

#### 第13条（役員会）

- (1) 役員会は役員をもって構成する。但し会議の目的により必要な時は、役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (2) 会議は全て会長が召集し開催する。
- (3) 役員会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を審議する。
  - イ. 事業報告案・決算案の決定及び事業計画案・予算案の決定。
  - ロ. この会の運営に関する必要な事項の決定及びこの規約に定めのない事項の決定。

#### 第14条（会計）

この会の予算は上田リーグ・上田南リーグの上納金及び寄付金等をもってこれに充てる。

- (1) 各リーグの上納金は¥35,000とする。

#### 第15条（会計年度）

この会の会計年度は毎年10月1日に始まり、9月30日に終わる。

#### 第16条（附則）

- (1) この規約の改正を要する時は役員会の決議による。
- (2) この規則の定めのない事項について処理する必要がある時は役員会の決議によって執行することができる。

#### 第17条（経過措置）

- (1) 平成4年度の会計は平成3年12月1日に始まり平成4年9月30日に終わるものとする。
- (2) 平成15年度の会計は平成15年1月1日に始まり平成15年9月30日に終わるものとする。

#### 第18条（適用開始）

- (1) この規約は平成3年12月1日から適用する。
- (2) この規約は平成15年1月1日から適用する。